

日本職業教育学会  
第79回 関東地区部会

報告集

2025年2月8日(土)

於: オンライン

研究会プログラム

田中 萬年	わが国の徒弟制に対する論評小史	P.1
長沼 将一	社会人を対象としたセキュリティ人材育成の大学生への展開	P.10
砂田 栄光	『技能連携制度の研究』の紹介ー職業訓練大学校調査研究部調査研究資料No.7よりー	P.27

わが国の徒弟制に対する論評小史

田中 萬年

問題意識

- ・ 定時制高校の優秀なグループ
- ・ 短期課程学生の優秀さ
- ・ 欧米では“Apprenticeship”が今日でも生き、  
国によっては学校制度と密接に関係  
see 宗像元介「OECD 諸国における見  
習工養成について」、『職人と現代産業』  
技術と人間、1996 : 右表  
**日本では封建的？**
- ・ 「労働基準法」に「徒弟の弊害排除」の章  
題 ← 何故規定され、今も生きている？

第2表 特定加盟諸国における義務教育修了者の進路（全修了者に対する比率）

国名		全日制普通教育	職業教育	見習工	就職又は失業中	その他及び不明	計	
		1	2	3	4	5		6
オーストリア	b	1976	14.8	24.3	53.5	7.4	100	
ドイツ	a	1976		47.8	46.2	2.7	3.3	100
スイス	b	1975		17.0	55.0	28.0	100	
オーストリア	b	1975		24.0	15.0	61.0	100	
イングランド・ウェールズ	b	1974		20.8	17.8	51.1	10.4	100
フィンランド	b	1975		77.7	2.1	-	-	100
フランス	b	1975	-33.3	31.2	12.5	23.0	100	
アイルランド	c	1975		26.0	10.0	59.0	5.0	100
デンマーク	c	1973	65.0	3.0	15.0	15.0	2.0	100
オランダ	b	1968/69		75.0	3.0	18.0	4.0	100
アメリカ	d	1972	51.5	8.0	2.4	28.0 <sup>e</sup>	10.1	100
(参考) 日本		1975		90	1.6-	4.3+	4.1	100

..... ※ .....

戸森麻衣子氏：『仕事と江戸時代』（2023）の著者

江戸時代の文書に「徒弟」の語は出てきません。「弟子」が一般的な用語だと思えます。

ヘボン：『和英語林集成』

3 版（明治 19 年）まで「徒弟」に"Apprentice"を当てず、全版とも"Disciples"、"followers" "Apprentice"は 2 版（明治 5 年）で"Nenki-mono"、"desi"とし、3 版に"nenkiboko"を加えていた。

大槻文彦、明治 24 年、『言海』：

「徒弟」＝「(門徒弟子ノ意) 弟子。門人。」

「丁稚」＝「職人商人ノ弟子ノ称、幼少ヨリ、年季ヲ定メテ、且養ヒ、且教ヘ、且使役スルモノ。」

水上勉、1986、『金閣炎上』、新潮文庫：僧侶の弟子として徒弟を説明している。（臨濟宗）

曹洞宗宗務庁 1975『各種研修カリキュラム:徒弟・現職・寺族・檀信徒幹部研修会』

明治 19 年 東京商業学校付属商工徒弟講習所開設

同校は明治 23 年に東京工業学校付属職工徒弟学校に移管

1890(明治 23)年：ボワソナード(フランス人のお雇い外国人)：(公布されながら施行されなかった「民法」の草案起草者)

「民法草案」：習業者の保護のため「**徒弟契約**」を規定 「坊主みたい」と批判  
see 野原香織、2013・2014、「ボワソナードの雇傭契約論」、上・下、明治大学『法  
学研究論集第 39・40 号』。

1896(明治 29)年の「明治民法」草案の「習業契約」は削除 → 「工場法」に委ねた？  
「習業契約」は"contrat d'apprentissage"

1894 (明治 27) 年「**徒弟学校規程**」：「小学校ニ附設スルコトヲ得」  
貴村正、1972、『徒弟学校の研究』、職業訓練大学校調査研究部（調査研究資料 no.3）

遠藤元男、『職人の歴史』（1956）、至文堂：親方から「**術を学ぶ者**」を「**徒弟**」と呼び、  
「**年季奉公**」制度を「**徒弟制度**」と名付けている。

1898、片山潜、「石川島造船場の**徒弟組織**」、『労働世界』14号。  
「徒弟（制度について）は…工場は少しも教育には注意せず…七年の長日月を  
経て…職工となる」

1898、片山潜、「**徒弟制度の完備を図れよ**」、『労働世界』17号。  
「労働者は一種の高尚なる技術者にして訓練を要す決して無教育を以て存在し得  
べき者に非ず**労働者の訓練を目的とする者は徒弟制度なり**」 ←最初の定義か？

1910、片山潜、「工場法案を評す」、『東洋経済新報』11月5日  
「工場法」の批判。

大正3年7.19.岡村司（法学博士）「職工**徒弟教育**」『大阪朝日新聞』  
大阪職工学校での講演：東京工業学校の附属**徒弟学校**を取調ての講演

手島精一（東京工業学校校長）、1908、「社会に於ける職工の地位」、社会政策学会編『工  
場法と労働問題』、同文館 p.284-5（御茶の水書房復刻版）。

而して我国の**職工**なるもの性来特殊の人かと言へば、固より他の人と同様である、唯  
々不幸にして子供の時から、生計其他の関係上職工になつたと云ふので、其性質は往々  
今時の所謂紳士よりか更に立派な考を有つて居る者がある。……又私の知って居る**幼年  
の職工**が、亞米利加に行つて、其国の工場で百人以上の**徒弟**を使ふ所の工場に行つて、  
三箇年の年期を済まして、其終りに於て試験を受けたときに、其我国の少年が外国人の  
右に出でた、即ち**百人の中で第三番**の席を占めたと云ふやうな者があります、是則ち我  
国の**職工は生れながら劣等でない**、之を導く方法が悪かつたから不幸にして技術も進ま  
ないと云ふ結果と思ふのであります。

1916(大正 5)年「工場法施行令」

#### 第 4 章 「徒弟」

第 28 条 工場ニ収容スル**徒弟**ハ左ノ各号ノ条件ヲ具備スルコトヲ要ス

- 1 一定ノ職業ニ必要ナル知識技能ヲ習得スルノ目的ヲ以テ業務ニ就クコト
- 2 一定ノ指導者指揮監督ノ下ニ教習ヲ受クルコト

- 3 品性ノ修養ニ関シ常時一定ノ監督ヲ受クルコト
- 4 地方長官ノ認可ヲ受ケタル規程ニ依リ収容セラルルコト

第 29 条 工場主前条第 4 号ノ認可ヲ申請スルニハ左ノ事項ヲ具備スヘシ

- 1 徒弟ノ員数
- 2 徒弟ノ年齢
- 3 指導者ノ資格
- 4 教習ノ事項及期間
- 5 就業ノ方法及 1 日ニ於ケル就業ノ時間
- 6 休日及休憩ニ関スル事項
- 7 品性修養ニ関スル監督ノ方法
- 8 給与ノ方法
- 9 第三十条ノ規定ニ依リ設クル規程
- 10 徒弟契約ノ条項

第 30 条 徒弟未成年者又ハ女子ナル場合ニ於テハ其ノ就業ニ付 15 歳未満ノ者又ハ女子ニ関スル工場法ノ規定ニ準拠シテ危険ヲ避け及衛生上ノ害ヲ防クノ方法ヲ定ムヘシ

第 26 条及之ニ関スル罰則ハ徒弟ノ収容ニ之ヲ準用ス

第 31 条 地方長官ハ工業主ニ於テ第 28 条第 4 号ノ規程ニ遵ハス又ハ徒弟教習ノ目的ヲ完クスルコト能ハスト認ムルトキハ之ヲ矯正スル為ニ必要ナル事項ヲ命シ又ハ第 28 条第 4 号ノ認可ヲ取消スコトヲ得

第 32 条 第 28 条ノ条件ヲ具備セサル者ニ対シテハ工業主ニ於テ徒弟ノ名義ヲ用キルニ拘ラス職工ニ関スル工場法及本令ノ規定ヲ適用ス第 28 条第 4 号ノ認可ヲ取消サレタルトキ従来ノ徒弟ニ付亦同シ

1917、岡実、「工場法令の施行に就いて」、「實地論と理想論の争であった。結局理想論が勝を占めて現行の徒弟制度が出来て居るのであります。」

社会政策学会編『官業及保護会社問題』、同文館 p.151。

1916-04-28 大正 5 年『京都日出新聞』

賃業者**職工徒弟**の[違約]処分問題：西陣機業家組合定款の改正を求む

1917（大正 6）年、臨時教育会議、徒弟学校については一言も論じず、実業教育の改革は不要と政府に答申した

1918（大正 7）年、文部省専門学務局 編『徒弟教育の要綱』

#### 第十章 徒弟制度

職工同盟運動者の側に於ては未だ工業教育に関し明確なる政策を樹立せしを聞かず、大体の上より論ずる時は、従来彼等の間にも一種の猜疑心ありしが如し、即ち**徒弟制度**は人を廉価にて雇用するの方便と墮し去りたりとの疑ひこれなり、

1918-08-26（農商務当局談）徒弟制度必要：工業の発展には**熟練労働者**心要 『時事新報』  
完全なる工業の発展を図るには熟練労働者の養成を必要とすべく之が為めには徒弟制度を設くる事最も要務なりとす

1918-08-29 徒弟制度の改善『報知新聞』

唯僅に工場法第十七条を以て職工の雇人、解雇、周旋の取締及**徒弟**に関する事項は勅令を以て定むる事となり、工場法施行の勅令に於て工場に収容する**徒弟**に関し申訳的規程を存するに過ぎず。

1919-06-14 (大正8年)『東京朝日新聞』 : 渋沢男爵の談

工場法の保護を受けぬ多数の職工徒弟 : 閑却され易い待遇 : 小工場主も考えねばならぬ

1919-08-18 大阪市調査課 「徒弟状態調査」

『国民新聞』

夜学校 31 校の生徒 1503 名の賃銀、読物、娯楽、年齢、宗教、住宅の調査 : 右表

年 齢		賃 金	
9 歳	1	無報酬	168
10 歳	34	仕著のみにて無報酬	24
11 歳		日給30銭未満	92
12 歳	285	30銭以上40銭未満	153
13 歳	447	40銭以上50銭未満	59
14 歳	302	50銭以上70銭未満	79
15 歳	165	70銭以上	13
16 歳	92	月額20銭以上30銭未満	710
17 歳	35	30円以上	5
18 歳	16	年額一円	1
19 歳	6	年額五円	1
20 歳	1	年額十円	1
21 歳	3	不明	199
不明	8		

昭和 8-9、遊佐敏彦 (内務省大阪地方職業紹介事務局長) 「新徒弟制度」

社会教育パンフレット 第 191 輯 新徒弟制度、社会教育協会、昭和 8-9

1922 (大正 10) 年、文部省は徒弟学校の問題や弊害の指摘もせずに**徒弟学校を廃止**

1936 (昭和 11)、協調会、『徒弟制度と技術教育』は、わが国の徒弟制の仕事の修業の意義等についての解説はなく、むしろ「篤志の親方は夜間読み書き算盤修業を勉む」がほとんど成果が無いとして**批判的見解**で終わっている。

1937 (昭和 12)、風早八十二、『日本社会政策史』、日本評論社は「幼年労働者」や熟練工養成問題を論じながら「**徒弟**」を**忌避**していた。同書は昭和 22 年にも再版された。

1937 『機械學會誌』特集：**熟練工**に関する諸問題、特に**徒弟養成**に就て

山口貫一 (鉄道省工作局)・関口八重吉 (東京工業大学)・清家正 (電機工業学校)・伊藤昇 (芝浦製作所)・福本稔 (日立製作所)

1939 年、ILO 「職業訓練に関する勧告」：『労働時報』に翻訳掲載

(a) に「職業訓練」の定義を、(b) に「技術教育及び職業教育」の定義を記し、(c) として次のように定義した。

(c) 「**徒弟教育**」と称するのは、使用者が契約により年少者を雇用すること、並びに予め定められた期間及び徒弟が使用者の業務において労働する義務ある期間、職業のため組織的に年少者を訓練し又は訓練させることを約束する制度を言う。

1939 (昭和 14) 年「工場事業場技能者養成令」

1946. 7. 29. GHQ 「労働諮問委員会最終報告書」

封建時代のヨーロッパの制度と同様に、この初期の制度では、親方と**徒弟**の間に強い家父長的關係が存在した

親方＝徒弟關係はしばしば児童労働の搾取へと発展していった。

手工業制生産様式に代る工場制の発展につれて、**親方＝徒弟關係**は、しばしば児童労働の搾取以外のなにものでもないものへと発展していった。

**徒弟**に対する適切な法的保護はまったく欠けている。

竹前栄治、1970、『アメリカ対日労働政策の研究』、日本評論社。

昭和 21. 6. 27. : <三井村元調査> 「徒弟制度について」、国立公文書館蔵。

「工場法適用工場に於ては、**徒弟制は殆んど存続してゐない**」

「常時 15 人以上ノ職工ヲ使用スルモノ」（明治 44 年「工場法」）

1946（昭和 21）年 7 月 15 日に労働保護課は、全国 279 の事業主、649 の労働組合に質問

「9、**徒弟制度**は我国産業の再建に必要なかどうか」

「徒弟制度を必要とせざるもの事業主側 65 件、労働者側 58 件、

必要とするもの事業主側 41 件、労働者側 19 件

徒弟制度は禁止するがそれに代って技能養成に関する規定を設けることを主張するもの（12 件）がある。」としている。『労働行政史第 2 巻』

19 日、労働保護課は 16 の在京労組代表より、20 日に 16 の在京事業主代表より労働保護

に関して意見を聴取した。「徒弟」に関して次の労働組合、また、事業主の意見

在京労働組合の意見	在京使用者の意見
(イ) 徒弟制度は直ちに廃止すべきである。きわめて封建的 非民主的存在である。	徒弟は今後の日本の産業形態から 是非必要である。徒弟制度に伴ふ弊 害－時間の問題－は更めて考慮しな ければならない。
(ロ) 徒弟は廃止すべきで、害あって利がない。職工学校の 如きものを作って技術性及体位の向上に資すべきである。兵 役制度のない今日、年少者の心身鍛練の機会を作ってやり、 年少者の重筋労働は禁止すべきだ。十六歳の保護年齢は低い。	徒弟酷使の面は人道上の問題から も監督の強化が必要だ。

(1949 年頃公開)、GHQ "Labor Division Manual"、(GHQ 職員のマニュアル)

『戦後財政史資料(英文)雑資料 経済科学局労働課便覧』、国立公文書館蔵。

"Apprenticeship"は「労働基準」の節で規程や基準を整備すべしと簡単に記した。

「**徒弟の弊害排除**」の「労働基準法」への設定

1973、木村力雄、『労働基準法における技能者養成規定の制定過程について(資料)』、職業訓練大学校調査研究資料No. 8。(次ページ参照)

「徒弟の弊害排除」設定の経過

年月日	「労働基準法」案	会 議	章タイトル	条タイトル
昭和21年 4月24日	労働保護法案要綱 (第2次読会原稿)	労働保護課	(徒弟の作業の種類、 契約の期間、賃金及労働時間 其の他に付命令の定むる所に 依り行政庁の認可を受くべし)	(事業主は技能の習得に 関係なき作業に従事せしめる ことを得ず)
5月10～ 13日	労働保護法草案 (第2次読会)	労働保護課	第6章 徒弟	§ 57 徒弟使用者の制限
5月13日	労働保護法案 (第4次案)	労働保護課	第6章 徒弟	§ 57 徒弟使用者の制限
7月26日	労働基準法草案 (第5次案)	労務法制審議委員会第 1回小委員会	第7章 徒弟	§ 67 徒弟使用者の制限
8月6日	労働基準法草案 (第6次案)	労務法制審議委員会第 5回小委員会	第7章 徒弟制度	§ 67 所謂徒弟の禁止
11月20日	労働基準法草案 (第7次案)	労務法制審議委員会第 10回小委員会	第7章 技能者の養成	§ 66 徒弟の禁止
12月24日	労働基準法草案 (第10次案)	労務法制審議委員会答 申	第7章 技能者の養成	§ 68 徒弟の禁止
昭和22年 2月22日	労働基準法案 (第12次案)	閣 議	第7章 技能者の養成	第68条 徒弟の弊害排除
4月7日	(公布)		第7章 技能者の養成	第69条 徒弟の弊害排除

スト禁止令

出典：木村力雄(1973)より作成

昭和 22 年 4 月 7 日「労働基準法」

第七章 技能者の養成

(徒弟の弊害排除)

第 69 条 使用者は、徒弟、見習、養成工その他何等の名称の如何を問わず、技能の習得を目的とする者であることを理由として、労働者を酷使してはならない。

使用者は、技能の習得を目的とする労働者を家事その他技能の習得に関係のない作業に従事させてはならない。

(技能者の養成)

第 70 条 長期の教習を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するために必要がある場合においては、その教習方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に関する規程は、命令で定める。

前項の規程に基いて発する命令においては、その必要の限度で、第 14 条の契約期間、第 24 条の賃金の支払、第 31 条の最低賃金並びに第 49 条及び第 63 条の危険有害業務の就業制限に関する規定について、別段の定をすることができる。

第 71 条 使用者は、前条の規定に基いて発する命令によつて労働者を使用しようとする場合においては、予めその員数、教習方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支払の方法を定めて行政官庁の認可を受けなければならない。

使用者が前項の規程による認可に基いて労働者を雇い入れた場合においては、行政官庁に届け出て、技能を習得する者であることの証明書の交付を受け、これを事業場に備え付けなければならない。

第 72 条 前二条の規定の適用を受ける未成年者については、第 39 条第一項の規定による年次有給休暇として、12 労働日を与えなければならない。

第 73 条 第 70 条及び第 71 条の規定の適用をうける労働者を使用する使用者がその資格を失い、又は認可の条件に反した場合においては、行政官庁は、第 71 条の認可を取消することができる。

第74条 第70条の規定に基づいて発する命令は、技能者養成委員会に諮問してこれを定める。

技能者養成委員会の委員は、関係ある労働者を代表する者、関係ある使用者を代表する者及び公益を代表する者について、労働に関する主務大臣が各と同数を委嘱する。

前二項に定めるものの外、技能者養成委員会に関し必要な事項は、命令で定める。

1947（昭和 22 年 10 月 31 日）、「**技能者養成規程**」

第 1 条 労働基準法（以下法という。）第 70 条の規定による特定の技能者の養成は、この命令の定めるところによる。

第 2 条 この命令で技能習得者とは、労働大臣が別表第一に指定する技能を習得する者で、法第 71 条第一項の規定による認可に基づいて使用される者をいう。

第 3 条 この命令で養成契約とは、使用者が技能習得者に系統的技能訓練を与えることを約し、技能習得者がこれに対し、約定の条件に従って労働に服することを約する労働契約をいう。

1948（昭和 23）、労働基準局総務課「技能者養成規程制定に関する件」、国立公文書館蔵。

「技能者養成規程」の翻訳資料を"**Apprenticeship Ordinance**"と記していた

1948、末弘巖太郎、『労働法のはなし』、一洋社。

技能者養成は「**新徒弟制度と呼ばれるべき**」と解説した。

1948.2.28. 教育刷新委員会第 13 回建議「労働者の社会教育」

「三、労働者のための**技能者養成所、見習工教習所**、組合学校等の教育施設に対しても、…、大学へ進みうるために、単位制クレジットを与える措置を講ずること。…五、文部、労働両省は相互の了解と…協力をすすめる責任において…遂行する」と建議した。 ⇔ 砂田報告の「**連携**」との差異？

佐々木輝雄、1987、『学校の職業教育—中等教育を中心に—』、多摩出版。

1948（昭和 23 年 6 月 30 日）「教習事項」の告示：教科目の時間 = **35 時間の倍数** ⇔ ？

（⇒労働省の喜び？ = 早とちり？：建議を文部省は無視）現在の**基準の時間**は？ ⇕

1952、外務省、次官会議にて「国際労働機関主催アジア地域における公務員の**職業訓練講習会**に関する説明」。

ILO のパンフレットのタイトルは

"REPORT ON THE ASIAN WORKING PARTY ON APPRENTICESHIP European Study Tour, 1952" 国立公文書館蔵。

1958 佐藤守「**徒弟制教育**について」：日本教育学会大會研究発表要項

「単に技能者養成の美名にかくれて従来の**徒弟制度**のまゝの**搾取と酷使**が現実に行われている」事例を多くみることができる。」

1958、渋谷直蔵、『職業訓練法の解説』、労働法令協会。

いうまでもなく**徒弟制度**は、徒弟と称する年少者が一定の指導者、親方のもとで労務に服しながら技能を習得する制度であって、徒弟が一定の年期をつとめあげると、一人前の職人となり、それがやがて親方となって徒弟を養成することとなるわけであるが、教育をするようになる家族制度が社会組織の基盤をなし、職業が世襲的なものであった時代においては、職業・技能の伝授を受けるためには、家族の構成員としての取扱を受ける必要があったわけで、双方と徒弟の関係は、「親」「弟」という文字が示すように封建的な身分的主従関係を基調としたもので、親方は、単に技能を教え、使役するのみにとどまらず、徒弟を準家族として待遇し、その一身上の問題にも関与し、躰教育ないしは社会的訓練を加え、一人立ちの職人となった後までもこのような主従的關係が持続し、徒弟もまた親方に対して単に労務に服するというだけでなく、主又は親に対するように仕え、一定の年期を勤めあげた後、親方に対する感謝の意を表すためのいわゆるお礼奉公を行い、一生その恩義を忘れてはならないものとされたものである。

1962、佐藤守外、『徒弟教育の研究』、お茶の水書房。

「徒弟教育」の概念は、いろいろの意味に理解されている。先ず第一にそれは、年季徒弟奉公における教育形態をさす場合が考えられる。

**徒弟奉公**は、典型的には江戸時代の「株仲間」のなかにみられる。それは年少より数年間の年季を契約して親方の家に住込み、家族の一員として、家事労働と親方の仕事を手伝いながら、同時にその**職業技術を習得**し、人格的教育をもうけるという、**労働と教育機能との未分化な状態**をさしている。

第 I 編 徒弟学校の成立とその変質過程

第 II 編 明治以降における漆器業の変動と**徒弟制**

1970、隅谷三喜男編著、『日本職業訓練発展史』《上》、日本労働協会は徳川期の徒弟制を論じているが、遠藤元男『職人の歴史』、からの**転用**

1981、今井宏・朝倉文市、『イギリス—II その人々の歴史』、帝国書院。今井・朝倉は世界の教科書から学ぶとして、R.J.Coots の"masters trained … 'the art and mystery' of the craft"の部分を「親方は、手工業者の『技術と商い』を教えた」と誤訳。

R J Coots, The Middle Ages, 1972, London, LONGMAN GROUP LIMITED.(12-13 歳用)

1996.9.4. 「『徒弟制度』やはり必要?」、『朝日新聞』

(マツダの「卓越技能者養成コース」のこと)

田中萬年「マツダにおけるテクニシャン養成と熟練工の再教育」

2000、山崎昌甫監『人材活用と企業内教育』、日本経済評論社

2006、田中萬年、『徒弟制度は人材育成の基本である』、全建総連ハンドブック<34>。

2007、平沼高・佐々木英一・田中萬年編著、『熟練工養成の国際比較－先進工業国における現代の徒弟制度』、ミネルヴァ書房。

#### 第五章 日本の徒弟制度

- 1 戦後の法整備の矛盾と課題 : 田中萬年
- 2 重工業の熟練工養成－自動車部品メーカーの「徒弟制度」を中心に－
- 3 共同職業訓練による技能者養成－小規模事業所の徒弟制度－

2015、田中萬年、「わが国における徒弟法制化の課題」、名古屋大学『技術教育学の探求』第12号。

2019年時点のわが国の高校の歴史教科書の実情

近現代史を扱う高校用「A」編を発行している5社7種とも徒弟制度についての全く触れていない。

通史を整理した高校用「B」編を発行している5社8種のうち2社2種の教科書が徒弟制度に触れているが、M社編では「親方や主人に無給で奉公し」と記し、S社編では「上下の身分関係が強かった」と封建的な雇用関係の悪弊のみを批判的に取り上げ、

技術・技能の伝承の意義については触れていない。

専門（職業）高校ではA編が使用されている。

大学に進学する者はB編で学ぶ ⇒(徒弟制度は封建的なものと認識 ⇒ 教師に)

2019、田中萬年、「徒弟制度再考－修業の意義と日本の教育観による忌避－」、明治大学『経営論集』第66巻第1号。

2025.1.10(金) 瀬木比呂志(明治大学教授・元裁判官)：日本の裁判官の質が低下している原因は「徒弟制」にあった…若手判事補の日常教育に潜む問題点に迫る、『現代ビジネス』：<https://news.yahoo.co.jp/articles/1c8bf0c78f9537cb680b7445defa84ce7a4f965b?page=1>

2025.1.17.

公開



# 社会人を対象とした セキュリティ人材育成の 大学生への展開

第79回 日本職業教育学会 関東地区部会 報告2

2025/02/08

東京通信大学 長沼 将一

# アウトライン

- セキュリティ教育の必要性
- IPA ICSCoE 中核人材育成プログラムの概要
- 同プログラムでのペネトレーションテスト演習
- 演習の改善点
- 大学生への拡張
- 今後の予定

# セキュリティ教育の必要性

- 以下の動画をご覧ください
- <https://x.com/JoshuaSteinman/status/1541537703287656449>
- イランの製鉄所がサイバー攻撃を受け、異常な動作をして設備も大きなダメージを受けた
  - これが日本国内でも起きるのでは？

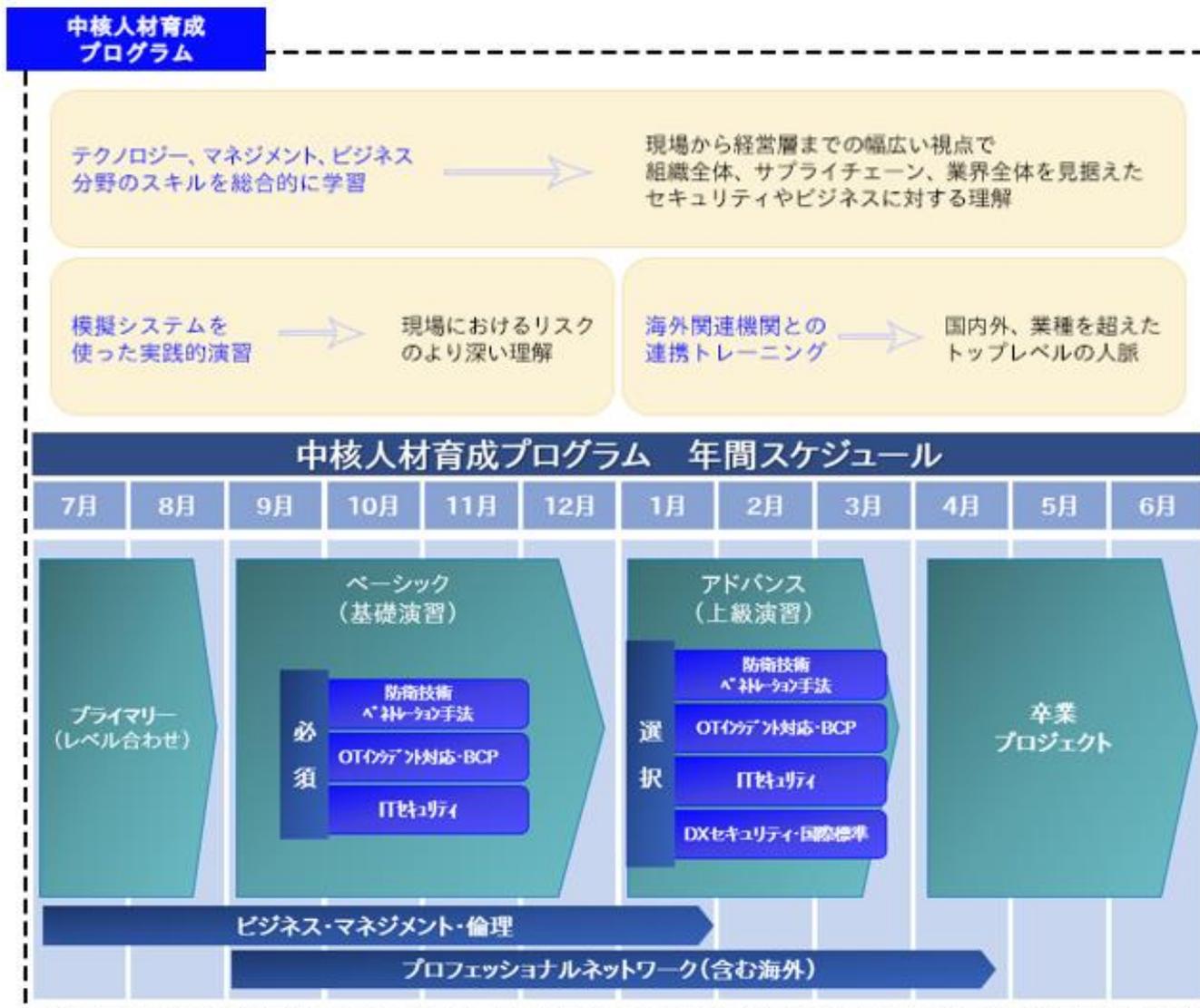
# IPA ICSCoEとは

- 独立行政法人 情報処理推進機構(IPA)  
産業サイバーセキュリティセンター(ICSCoE)
- 模擬プラントを用いた演習や、攻撃防御の実践  
経験、最新のサイバー攻撃情報の調査・分析等  
を通じて、社会インフラ・産業基盤への  
サイバーセキュリティリスクに対応する人材・  
組織・システム・技術を生み出していきます。
- <https://www.ipa.go.jp/icscoe/index.html>

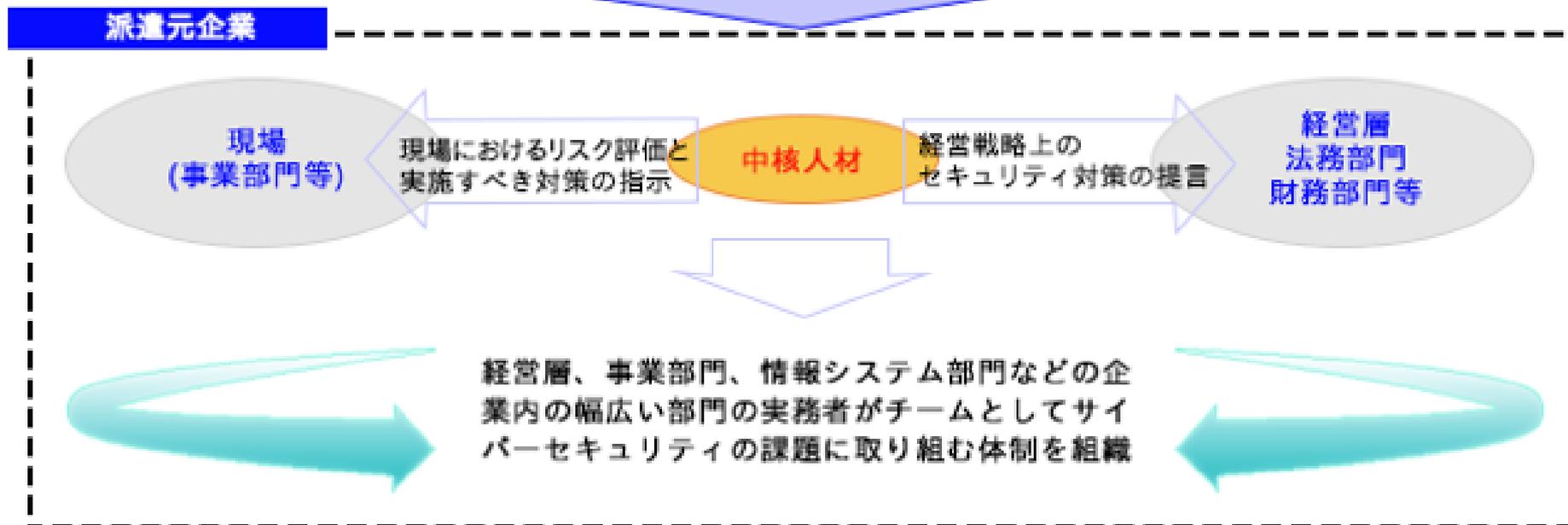
# 中核人材育成プログラム(1)

- セキュリティの観点から企業などの経営層と現場担当者を繋ぐ人材（中核人材）を対象とした育成プログラム
- テクノロジー(OT・IT)、マネジメント、ビジネス分野を総合的に学ぶ1年程度(7月～翌年6月)のトレーニング
- 各業界のシステムを想定した模擬システムを使用
- [https://www.ipa.go.jp/jinzai/ics/core\\_human\\_resource/about.html](https://www.ipa.go.jp/jinzai/ics/core_human_resource/about.html)

# 中核人材育成プログラム(2)



# 中核人材育成プログラム(3)



# OTインシデント対応・BCPコース

- 担当者
- 名古屋工業大学 名誉教授  
越島 一郎
- 名古屋工業大学 名誉教授  
橋本 芳宏
- 私は再委託先の青山ヒューマン・イノベーション・コンサルティング株式会社にて演習の改善を担当

# ペネトレーションテスト演習(1)

- 中核人材育成プログラムの「OTインシデント対応・BCP」コース(20日間)中で、5~8日目に実施(第8回 2024年7月~2025年6月)
- 仮想環境を用いて産業ネットワークを構築し、そのネットワークにサイバー攻撃を行い、その知見に基づいて防御策を施す
  - 構築、攻撃、防御の3ステップに分けて実施
  - 1人1台の環境で個別に実施、3~4人のグループで進捗状況を共有して知見をまとめる

# 演習で使用する機器

- Intel NUC(左下の黒い箱、小型PC)
- スイッチングハブ(右下)
- UT35A(中央左)
- 電灯
- K型熱電対
- LANケーブル
- 学習者のノートPCから接続



# ペネトレーションテスト演習(2)

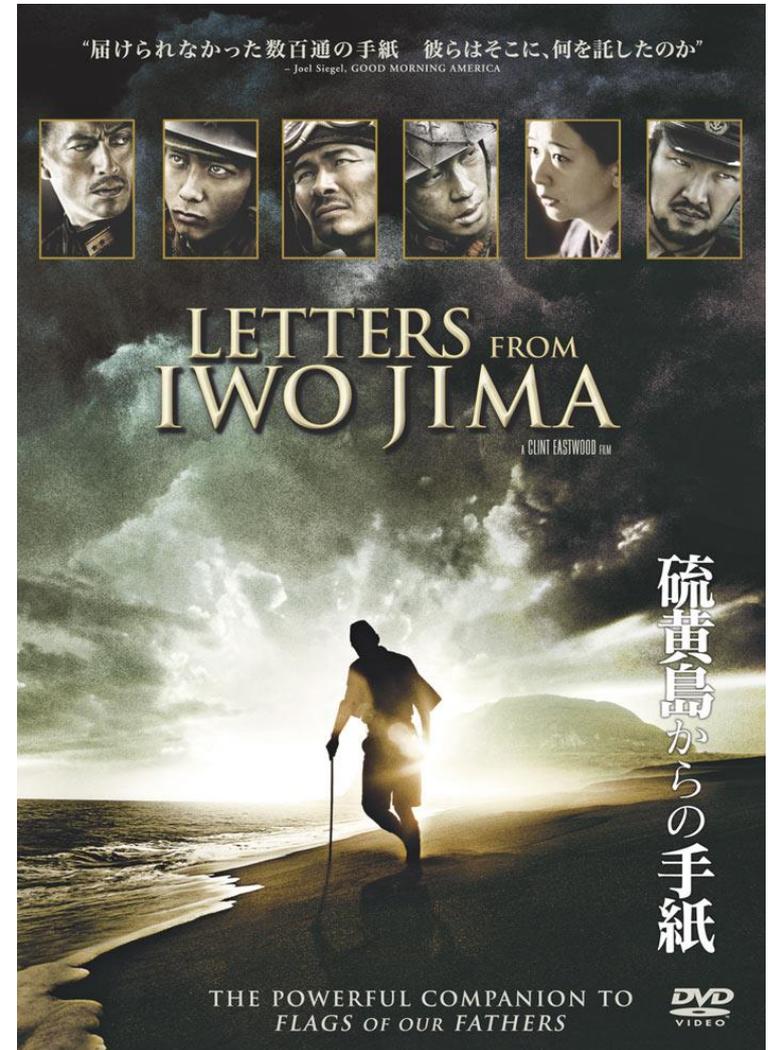
- 第7回(2023年7月~2024年6月)までの課題
- 事前の知識(産業システム、IT、セキュリティ、PC操作)の有無により、実施そのものが難しい
- マニュアルが演習の手順のみを示していて、やっていることの意味づけを学び取ることが難しい
- 演習そのものの意味づけも伝わっていない
- 教育工学の知見を活用して改善を試みた

# ペネトレーションテスト演習(3)

- 改善点
- マニュアルと副読本に登場する用語(例：SLC、PWM、フィッシング攻撃、ポートフォワードニングなど)を解説したWikiを作成
- 手順を示すマニュアルそのものの読み方を解説する「副読本」を作成
- 構築、攻撃、防御の各ステップの前に、実施すべきことの要点と、それに関連する「物語」を提示

# (例)防衛編への取組み方

- 盾となる



# (例) 「硫黄島からの手紙」 に おけるせりふ

- 栗林中将「我々の子供らが日本で一日でも長く安泰に暮らせるなら我々がこの島を守る一日には意味があるんです！」

# 改善の効果

- 演習中に退屈して作業の手を止める時間が減少
- 日誌において、内容についての懐疑や不明点などの記述が減少
- 日誌内で使用される単語の系統性が上昇

# 大学生への拡張

- 内容が多岐にわたるので、モジュール化
  - 構築、攻撃、防御それぞれで独立
  - 実施のための知識習得を教材化(eラーニング化)
- なお、外部の研修や経営者向け研修として3時間のサイバー攻撃を体験する研修は開発済

# 今後の予定

- 2025年3月  
東京通信大学にて、参加者を募って3日間の現在の研修を基に実験(研究倫理審査済)
- 2025年3月～6月  
第9期(2025年7月～2026年6月)に向けて、ペネトレーションテスト演習以外も改善
- 2025年12月  
東京通信大学にて、新規の環境で実験

## &lt; 紹介 &gt;

## 『技能連携制度の研究』の紹介

## — 職業訓練大学校調査研究部 調査研究資料 No.7 より —

職業能力開発総合大学校 基盤整備センター 企画調整部 砂田 栄光

Introduction to “Research on Skills Collaboration System”

- From Research Materials No.7 of the Institute of Research and Department -

SUNADA Sakae

**要約** 基盤整備センターが職業訓練大学校職業訓練研究センター時代に、『職業訓練関係資料集Ⅰ(大正6年～昭和12年)』<sup>(1)</sup>と『職業訓練関係資料集Ⅱ(昭和13年～昭和16年)』<sup>(2)</sup>の2巻が発行され、その後の継続研究により、2024年2月に基盤整備センターから『戦後職業訓練関係資料集』(昭和20年～昭和33年)が(上巻)(中巻)(下巻)の3部作として発行された。その解説文の参考資料として昭和47年発行の調査研究資料No.7『技能連携制度の研究』が掲載されている。この調査研究資料は、職業訓練大学校9期生の村上有慶氏による卒業論文である。今後、調査研究資料No.140の戦後職業訓練資料集を活用した研究テーマの一つの参考になると思料されるので、資料研究資料No.7の『技能連携制度の研究』を紹介する。

## I はじめに

この調査研究資料 No.7は、次の内容で構成されている。

## 序章 研究の主題とその方法

1. 先行研究について
2. 研究の主題と方法

## 第一章 技能連携制度化への胎動

## 第二章 技能連携制度の成立

## 第三章 技能連携制度の整備拡充

## 第四章 「技能連携制度の整備拡充」下の実態

## まとめ

この調査研究の序文で、訓大調査研究部長の宗像元介氏が「公共訓練が次第に変貌を遂げようとしているが中卒養成訓練がある程度残る」ことを指摘し、「この場合に学校教育との技能連携が真の技術教育とは何かという問題提起として重要である」と述べている。

「技能連携制度の成立の道筋を学校教育側からの論述

は少なからずあるが、職業訓練側からのそれは珍しい」とも指摘している。この調査研究資料No.7を紹介することにより、職業訓練の研究テーマとしての「技能連携制度の課題」について紹介したい。

## II 序章 研究の主題とその方法

まず、序章の研究の主題とその方法については、先行研究について3種類の報告があるとしている。その一つが、文部省の担当課長の論文であり、技能連携制度の「解説」をテーマとしたものである。

二つ目は、宇都宮大、立教大の研究者による技能連携制度の「実態調査」をテーマとしたものである。

三つめは、九州大学、北海道大学の研究者による「メリット・デメリット分析」をテーマとしたものである。

詳細は調査資料にゆずるが、この卒論の骨格をなす参考文献であると考えられるので、下記にメモとして記したい。

### 『解説』

- ・「技能教育施設と高等学校教育との連携」（西村勝也：文部省初等中等教育局中等教育課長）
- ・「高等学校の通信制の課程の整備と技能教育施設と定時制との連携」（鮫島文雄：文部省初等中等教育局中等教育課）
- ・「高等学校技能連携制度の解説」（望月哲太郎編：文部省初等中等教育局高等学校教育課長）

### 『実態調査』

- ・「産学協同の連携教育—その問題点—」（斉藤健次郎：宇都宮大学教授）
- ・「連携教育に関する調査研究」（細谷俊夫他：立教大学教授）

### 『メリット・デメリット分析』

- ・「産業教育の再編成」（岩井竜也：九州大学教授）
- ・「産学提携と技術教育」（原正敏：北海道大学教授）

この調査研究は、上記の先行研究成果を土台に技能連携制度の内実解説、技能連携制度の実態、技能連携制度論を構築する上での基礎資料として説明しているのが特徴といえる。

次に研究の主題とその方法についてであるが、卒論のタイトルは『技能連携制度の研究』としているが、詳細には「技能連携制度の内容及び実態の構造的説明」をねらったものである。そのために方法として、制度化論の分析をプロセス重視で行い、昭和36年の制度と昭和42年の改正制度により分析したことが、この卒論の新規性といえる。

## Ⅲ 技能連携制度化への胎動について

第一章では、技能連携制度の胎動として、昭和20年から昭和26年の占領期における技能連携制度化をめぐる諸論議を前期としてとりあげている。

また、昭和26年から昭和36年の対日平和条約以降における技能連携制度化をめぐる諸論議を後期としてとりあげている。

前期のキーワードとしては、「GHQ、工業学校制度、養成工制度、刷新委員会、6・3制度、2年制大学、教員免許法、財政問題」などがあげられるだろう。

後期のキーワードとしては、「日本国憲法、教育基本法、学校教育法、労働基準法」などがあげられる。

この章では昭和23年の新制高等学校の事例として機械科の教科課程が表I-1に紹介されており、抜粋

したものを表1に示した。今日の工業高等学校に比べ、きわめて実技訓練が重視されていることが注目される。表-1によれば、機械科の教科課程において、総時間数3570時数（選択教科を最大に取得した場合は4095）に対して実習時数が1050であり、約29%を占めていることがわかる。現在の全日制工業科カリキュラム（30単位で3年制：50分を1単位時間、年間35単位時間で1単位）（表-2）の90単位中、実習の単位数は6~12であり、最小の6単位取得の場合の実習の占める割合は約7%である。現在よりも当時の方が実習を重視していたので技能連携制度の土壌があったと思われる。

表-1 機械科の教科課程（抜粋）

教科	時数	割合
普通教科	805	
専門教科	1575	
実習科目	1050	29%
選択教科	140~655	
総時数	3570~4095	

表-2 全日制工業科カリキュラムモデル

教科	単位数	割合
普通教科	52	
専門教科	23~29	
実習科目	6~12	7%
選択教科	2	
HR	3	
総単位数	90	

（実教出版：jikkyo.co.jp/curriculum/）

## Ⅳ 技能連携制度の成立について

第二章では、技能連携の法制化をめぐる国会議論がとりあげられ、反対意見と賛成意見が掲載されている。引用された衆議院会議録と経過は下記の通りである。

- ・第28回国会 衆議院会議録  
（昭和33年3月26日）>審議未了
- ・第30回国会 衆議院会議録  
（昭和33年9月29日）>可決>参議院審議未了
- ・第31回国会 衆議院本会議録  
（昭和33年12月13日）>可決>参議院審議未了

- ・第34回国会 衆議院会議録  
(昭和35年4月25日) >審議未了
- ・第38回国会 衆議院会議録  
(昭和36年4月25日) >可決>参議院審議未了
- ・第39回国会 衆議院会議録  
(昭和36年9月27日) 可決>参議院可決  
反対意見の主なものは、「教員免許、企業格差、教育低下」があげられている。賛成意見の主なものは、「高度技能、二重負担、財政軽減」があげられている。

ここでは、昭和36年の内実が紹介され、「59施設」が実施され、工業高校が52校、普通高校が5校、産業高校、工芸高校が各1校であった。

分析には、高校教科目がとりあげられ、34科目のうち13科目は共通科目、21科目が専門科目となっている。

指定技能施設59施設については、年度別、地域別、連携高校別の分析がなされ、高校教科目については、昭和37年と昭和38年を取り上げられている。

この章で注目されるのは、専科大学に関する条項は第28回国会において「学校教育法の一部を改正する法律案」(内閣提出第143号)として技能連携法案とともに提出されたが、多くの批判を受け、第34回国会において法案の中から姿を消したとされている。しかし、昭和36年4月5日の第38回国会衆議院本会議に「学校教育法の一部を改正する法律案」(内閣提出174号)として技能連携関係法案とは別個の形で提出され、6月7日に可決成立している。これが「高専法」となると紹介されている。

この高専は、現在最も注目されている教育システムの一つであると言える。国立高専モデルカリキュラムは平成30年から作成されており、一般科目(教養科目)が全体の49%を占め、1~3年次に基礎教養科目としてその8割を修得し、4~5年次に残りの2割を専門性の高い教養科目として実施している。技能連携の実験としての成功事例として学ぶべきヒントがあるように思われる。

## V 技能連携制度の整備拡充について

第三章では、技能連携制度改革への動きがあり、高校教育改善、各種学校整備、勤労者保障が検討されたことが紹介されている。また、技能連携「指定基準」の改正により、基準が1年以上、680H以上、教員免

許が半数以上の基準が弾力運用できることとなった。それにより、指定施設が348施設となり、分野も看護117、工業104、家庭85、商業36、農業7と整備拡充が行われた。

この章の資料としては技能教育施設の指定等に関する規則の一部改正が紹介され、昭和37年3月31日と昭和42年12月16日の条項の比較がなされている。

また、技能施設一覧が紹介され、年度別、地域別、代表5県別、種類別、企業別、連携高校別、指定解除施設の年度別、種類別、教科別、高校科目別の紹介がなされている。

第四章では、あえて第三章の内容の実態を新たな章を起こして論じている。特に注目したいのは、昭和47年5月29日現在の代表5県における技能教育施設の種類別指定状況である。

代表の5県は、神奈川県、富山県、愛知県、大阪府、福岡県である。技能教育施設数では、愛知県38、神奈川県31、福岡県28、大阪府25、富山県21の順となっている。職業訓練所の数では、神奈川県23、大阪府19、富山県12、愛知県4、福岡県0である。各種学校では、愛知県22、福岡県18、大阪府6、富山県5、神奈川県0である。准看では、愛知県12、福岡県9、神奈川県8、富山県4、大阪府0である。

また、興味深い記事として、指定技能教育施設一覧(昭和47年5月29日現在)に大阪総訓、香川総訓、富山総訓、訓大附属総訓、石川総訓、魚津総訓の6校があげられていることも興味深い。研究テーマの一つに提供したい。

まとめとしては、三機能の指摘がある。負担軽減、機会拡大、新制度試行の三つである。この試行には実験と挫折がくりかえされ、特に課題としては、工業高校と技能施設のカリキュラム設定が重要であると指摘されている。

ここでも参考までに、現行の職業能力開発施設の金属塗装科普通課程の別表2および教科の細目表によれば<sup>(5)</sup>、訓練期間1年1400時間の内、教科設定時間が総時間の64.3%にあたる900時間であり、基礎実技300時間、専攻実技が250時間となっている。900時間のうち実技が550時間であるので、実技の割合は61.1%となっている。これは、前述した現在の工業高校の実技の割合の約10倍となっている。技能連携制

度の試行が検討された当時の工業高校の実技割合が約30%であったので、現在より当時の方がより連携の意義があったと考えられる。いずれにしても、カリキュラム論による比較検討が研究テーマとして重要であると思われる。

また、福本による「工業高校と公共職業訓練校の専門教育に関する一考察」<sup>(6)</sup>で現状の学校運営のまま工業高校の専門教科の時間数を普通課程職業訓練校と同等の授業時間数を確保するためには、41単位の専門教科の単位数の設定が必要であるとの指摘は、検討に値すると思われる。

## VI おわりに

前回に紹介した調査研究資料 No.2 の職業訓練大学校第7期生山見豊氏の卒業論文（昭和33年職業訓練法の成立過程、職業訓練大学校調査研究部、昭和47年）が、この技能連携制度の研究でも参考文献として、要所所に引用されている。

特に注目したいのは、GHQの労働行政民主化原理にそった動きで、厚生省労政局労働保護課が、昭和21年4月11日に労働者保護の視点から「労働保護立法作成要領」を作成していることである。そして、その要領の中で、これまでの封建的な徒弟制度を労働者保護の視点から再編された近代的技能者養成制度の確立が構想され、この流れが労働基準法の技能者養成の制定に具現化するものであったとの指摘は重要である。

また、昭和26年4月1日の「技能者養成規定改正」によって昭和23年6月30日の中改正の47職種が120職種に拡大されたことは、技能者養成の力点が工芸等の手工業下の技能者養成から重化学工業下のそれに移行していく過程も見逃してはならない。

さらに、昭和33年5月2日の職業訓練法の公布により、この法律の制定によって、好むと好まざるとにかかわらず、学校制度による技術者養成と職業訓練による技能者養成という図式が、法制定以前よりもより一層明確化され、それが定着したという事実を理解しておく必要がある。その結果、工業学校及び職業訓練所の両者において、その教育訓練の空洞化現象が時代の進展と共に促進され、その矛盾に直面することになったという指摘も、今後の実証的研究の課題となっている。したがって、これらの課題を解明するために、戦後職業訓練資料集が、その基盤資料として活用されることを期待したい。

技能連携制度の成立と時期を同じくして成立した

「高専法」は科学・技術・技能、とりわけ技術者の養成という点で、現在のポリテクカレッジのあり方を考えるうえで参考となると思われる。中学卒業時に工業系への職業選択という点では進路の幅を狭めながらも、就職にも進学にも良好な門戸が開かれている点や、教養科目の質の確保と、実技科目の充実という点もカリキュラム論により明確にすることによって、工業高校や職業能力開発大学校との連携を模索する上で興味深い研究テーマを提供してくれると思われる。例えば、普通科目の数学という教科目を事例にとつて考えると、中学における義務教育の基礎から高等学校学習指導要領における数学Ⅰ、数学A、数学Ⅱ、数学B、数学Ⅲをすべてカバーし、大学の専門性の高い教養としての重積分、微分方程式まで高等教育としての技術者に必要な知識を習得させて、実習科目を充実させている点が優れていると思われる。これは、数学に限らず、物理学や語学についてもいえることである。

特に学科目における職業訓練施設の不足分をどのように補うかという点では、課題を提供しているように思われる。また、職業能力開発施設の実技教科の優位性を担保に、学科目と実技科目の技能連携協力が十分に可能ではないかと思料される。技能と技術誌の調査研究ダイジェスト<sup>(7)</sup>等とあわせて、原典の調査研究資料を足掛かりに、今後の技能連携制度の研究が前進することを期待したい。

### [参考文献]

- (1) 職業訓練研究センター、『職業訓練関係資料集Ⅰ（大正6年～昭和12年）』、調査研究資料第30号、昭和54年度。
- (2) 職業訓練研究センター、『職業訓練関係資料集Ⅱ（昭和13年～昭和16年）』、調査研究資料第36号、昭和56年度。
- (3) 山見豊：「昭和33年職業訓練法の成立過程、職業訓練大学校調査研究部調査研究資料 No. 2、197。」
- (4) 基盤整備センター、『戦後職業訓練資料集』（上巻）（中巻）（下巻）、調査研究資料集第140号、令和5年度。
- (5) 砂田、木山：普通課程実技教科書の改定内容に関する研究、職業能力開発研究第26巻、2008。
- (6) 福本敦、工業高校と公共職業訓練校の専門教育に関する一考察、産業教育学研究第42巻第2号、2012。
- (7) 村上有慶、技能連携制度の研究（調査研究ダイジェスト、技能と技術、1974年、2号。

## 『技能連携制度の研究』の紹介

— 職業訓練大学校調査研究部  
調査研究資料No.7より—

職業能力開発総合大学校  
基盤整備センター 企画調整部

砂田 栄光

## 目次

- I はじめに
- II 研究の**主題**とその**方法**
- III 技能連携制度への**胎動**について
- IV 技能連携制度の**成立**について
- V 技能連携制度の**整備補充**について
- VI おわりに

## I はじめに

「技能連携制度の研究」(調査研究資料No.7)  
S47年度卒業論文(9期生:村上有慶氏)

動機:「生涯教育訓練」に応えるため  
個々人の人間形成の向上のために

異制度(学校教育と職業訓練)の統合  
は有効ではないか

## I はじめに 調査研究部長 宗像元介氏

- 公共訓練が次第に変貌を遂げようとしているが、中卒養成訓練がある程度残ることを指摘し、この場合に**学校教育との技能連携が真の技術教育とは何かという問題提起**として重要である。
- 技能連携制度の成立の道筋を学校教育側からの論述は少なからずあるが、**職業訓練側からのそれは珍しいとも指摘**している。

## II 研究の主題とその方法

- 研究主題:  
「技能連携制度の内容  
及び実態の構造的解明」
- 先行研究
  - ①『解説』(文部省初等中等教育局)
  - ②『実態調査』(宇大、立大)
  - ③『メリット・デメリット分析』  
(九大、北大)

## III 技能連携制度化への胎動

- 前期:昭和20年から26年  
占領期における諸議論  
(GHQ、工業学校制度、養成工制度、刷新委員会、  
6・3制度、2年制大学、教員免許法、財政問題)
- 後期:昭和26年から36年  
対日平和条約以降  
(日本国憲法、教育基本法、学校教育法、労働基準法)

### Ⅲ 技能連携制度化への胎動

【占領期 (S20~S25)

新学校体系の制度化：

6・3・3・4の単線型学校体系に改革

小学校 (6年) 中学校 (3年)

高校 (3年) 大学 (4年)

(S21教育刷新委員会)

工業学校制度 > 工業高等学校制度への転換

### Ⅲ 技能連携制度化への胎動

【占領期 (S20~S25)

技能者養成は「学校式教育を避け  
なるべく現場中心の教育を実施すること

(S23:職業教育及び職業指導委員会)

### Ⅲ 技能連携制度化への胎動

【占領期 (S20~S25)

定時制高等学校と技能者養成所との

提携を密にし、労働省は

定時制高等学校の課程を

技能者養成の一部と認め 文部省は

技能者養成に対し単位制クレジットを与える

措置を講ずること

(S24:教育刷新審議会)

### Ⅲ 技能連携制度化への胎動

【平和条約以降 (S26~S32)

新たに5年制または6年制の高等学校

専修大学構想

(S26政令諮問委員会答申)

工業高校の目的：中堅技術者養成

(S31高校学習指導要領工業科編の改訂)

### Ⅳ 技能連携制度の成立

- ・ 第28回国会 衆議院会議録 (昭和33年3月26日) > 審議未了
- ・ 第30回国会 衆議院会議録 (昭和33年9月29日) > 可決 > 参議院審議未了
- ・ 第31回国会 衆議院本会議録 (昭和33年12月13日) > 可決 > 参議院審議未了
- ・ 第34回国会 衆議院会議録 (昭和35年4月25日) > 審議未了
- ・ 第38回国会 衆議院会議録 (昭和36年4月25日) > 可決 > 参議院審議未了
- ・ 第39回国会 衆議院会議録 (昭和36年9月27日) 可決 > 参議院可決

### Ⅳ 技能連携制度の成立

【連携制度成立以降 (S36~)

(賛成派)

勤労青少年の二重負担の軽減に有効

国家財政と教育投資の二重投資の省略

(反対派)

高等学校教育の質的ないびつさの危惧

企業間格差による機会の不平等

文部行政の免許法上の問題や混乱

### IV 技能連携制度の成立

#### 【連携制度成立以降（S36～）】

高校の定時制、通信制の課程に在籍  
**校長権限**で教科の一部を履修とみなす

ただし 修業年限が**3年以上**、

連携教科目は**工業のみ**

**10人に1人の担当者**

全課程の単位数の**3分の1以内**

直接**文部大臣教育行政権限**

単独の**広域通信制**高校の設置

### IV 技能連携制度の成立

#### 【S36年法下の実態】

S37～42まで

**59カ所**

訓練所 54

各種学校 4

公立研究所 1

東京、神奈川、  
 大阪等の大都市

表1 技能教育施設  
 の年度別指定  
 状況（昭和47年  
 5月29日現在）

指定年度	指定数
昭和37年度	2
38	16
39	16
40	11
41	8
42	6
43	170
44	100
45	39
46	21
47	1
合計	390

### IV 技能連携制度の成立

#### 【S36年法下の実態】

表3 技能教育施設の種別別指定状況(昭和47年5月29日現在)

技能教育施設の種別	場 設 数						
	認定訓練 所	場 設 数					
職業訓練校	公共	6					
	総訓 照訓	20					
各種学校	事業内 公共 その他	工業	家庭	商業	農業	小計	合計
		9(4)	65	1		74	1
		2	34	37	1	74	149
		11	100	37	1	149	
専修学校 養成所	118						
国鉄の鉄道学園	7						
経営広域農場	6						
公立の研究所・試験場	2(1)						
合計	390						

(注) ( )内は、昭和42年度以前に指定を受けた技能教育施設

### IV 技能連携制度の成立

#### 【S36年法下の実態】

表4 連携高等学校の課程別校数及びそれと連携する施設数

連携の課程	連携高等学校の課程 種別	連携高等学校校数		指定施設の種別別連携校数			
		公	私	各種学校	専修学校	職業訓練	その他
定時制	非指定特別	2	3	1	10		1
	指定特別	39		5	39	28(2)	2(1)
	非指定特別	1				1	
通信制	一般通信制	16	4	28(4)	53	8(1)	6
	広域通信制		4	67		10(2)	3
定時制系	非指定特別	2					
	指定特別	1			3		1
小計		61	11	101	96	81	13
合計		72					291

(注) ( )内は、昭和42年度以前に指定を受けたものである。

### IV 技能連携制度の成立

#### 【S42改正以降の実態】

S43～47まで

**331カ所**

**S43に一挙に170増加**

神奈川、富山、愛知、

大阪、福岡がトップ5

家庭系が65カ所

(紡績関係)

表1 技能教育施設  
 の年度別指定  
 状況（昭和47年  
 5月29日現在）

指定年度	指定数
昭和37年度	2
38	16
39	16
40	11
41	8
42	6
43	170
44	100
45	39
46	21
47	1
合計	390

### IV 技能連携制度の成立

#### 【S42改正以降の実態】

表3 技能教育施設の種別別指定状況(昭和47年5月29日現在)

技能教育施設の種別	場 設 数						
	認定訓練 所	場 設 数					
職業訓練校	公共	6					
	総訓 照訓	20					
各種学校	事業内 公共 その他	工業	家庭	商業	農業	小計	合計
		9(4)	65	1		74	1
		2	34	37	1	74	149
		11	100	37	1	149	
専修学校 養成所	118						
国鉄の鉄道学園	7						
経営広域農場	6						
公立の研究所・試験場	2(1)						
合計	390						

(注) ( )内は、昭和42年度以前に指定を受けた技能教育施設

### IV 技能連携制度の成立

#### 【S42改正以降の実態】

表4 連携高等学校の課程別校数及びそれと連携する施設数

連携の課程	連携高等学校数			指定施設の種類の連携数			
	公立	私立	立	各種学校	専修学校	職業訓練	その他
定時制	2	3	1	10	2835	21	1
夜間定時制	39		5	30			
通信制	1			1			
定通併置	16	4	28(4)	53	81	6	3
定通併置	1	4	67		4424		
定通併置	2						
定通併置	1			3			1
小計	61	11	101	96	81	13	
合計			72				291

(注) ( )内は、昭和42年度以前に指定されたものである。

### IV 技能連携制度の成立

#### 【S42改正以降の実態】

表5 昭和42年法制改正の重要な改正点

改正点	改正前	改正後
(1) 修業年限	3年	1年
(2) 年間の指導時間数	800時間	680時間
(3) 連携教科目	文部大臣の告示による (工業)	高校の職業教科目 (工業・商業・農業) 家庭・看護・水産
(4) 技能教育担当人数	生徒10人につき1人	生徒20人につき1人
(5) 認定単位数	高校修了単位数の3分の1	高校修了単位数の2分の1

### IV 技能連携制度の成立

#### 【S42改正以降の実態】

表6 技能教育施設の指定解除状況(昭和47年6月27日現在)

年度	指定年度別数	廃止年度別数	指定年度別数
38			6
39			5
40			5
41			3
42		2	1
43		1	18
44	1	1	2
45	3	8	
46	10	6	
47	26	22	
合計			40

### IV 技能連携制度の成立

#### 【S42改正以降の実態】

表7 技能教育施設の年度別教科目指定状況(昭和47年6月27日現在)

年度	指定施設数	工業	家庭	商業	看護	農業
昭和37年度	2					
38	16					
39	16					
40	11					
41	8					
42	6					
43	20	76	26	44	4	
44	28	11	7	51	3	
45	17	5	2	15		
46	3	8	1	8	1	
47						
計	1	100	37	118	8	

### V 技能連携制度の整備拡充

- 代表の5県(神奈川県、富山県、愛知県、大阪府、福岡県)
- 技能教育施設数:  
愛知38、神奈川31、福岡28、大阪25、富山21
- 職業訓練所の数:  
神奈川23、大阪19、富山12、愛知4、福岡0
- 各種学校:  
愛知22、福岡18、大阪6、富山5、神奈川0
- 准看:  
愛知12、福岡9、神奈川8、富山4、大阪0

### VI 技能連携制度研究(まとめ)

#### 三機能の指摘

負担軽減、機会拡大、新制度試行

(この試行には実験と挫折の繰り返し)

特に課題としては

工業高校と技能施設の

カリキュラム設定が重要

### VI 技能連携制度研究（まとめ）

教科の科目		教科の科目	
教科の科目	単位数	教科の科目	単位数
1 デザイン概論	20	アパレルの素材、色彩の基礎、染色及び乾燥、電化繊維	20
2 染色法概論	20	繊維の目的、繊維の歴史、繊維の分類（織物、布、非織物、プラスチック）、染色法	20
3 染色工学概論	10	材料及び繊維の管理、品質管理	10
4 繊維概論	40	繊維の構成・分類・性質及び原料、繊維用補助材料、繊維製物別の原料及び特殊繊維の原料・製造の原理	40
5 繊維設備及び機械	20	エレクトロニクス、エクスプレッ、繊維機械、乾燥装置	20
6 安全衛生	20	安全衛生管理、安全衛生関係法規、安全作業法	20
7 繊維法規	20	消防法、労働安全衛生法、その他	20
卒業学修合計	100		
1 繊維操作実習	40	エレクトロニクス、エクスプレッ繊維機械等の取扱い及び手入れ	40
2 デザイン実習	40	繊維の構成、染色計画、染色配色	40
3 染色実習	40	繊維の染色、繊維の染色・精練	40
4 繊維実習	100	繊維製造、各種繊維作業・マスキング・繊維の紡績・特殊繊維の製造及び特殊繊維の作業	100
5 安全衛生実習	20	安全衛生作業	20
卒業学修合計	200		
1 産科	20	繊維産業用原料の種類及び性質	20
2 繊維法	110	染色原理、染色装置の構造と原理、各種染色方法、繊維の紡績、特殊繊維の製造、繊維検査、繊維材料の管理、労働安全衛生法	110
3 繊維法	20	繊維の分類、原料及び繊維の試験方法、繊維製造の試験方法、測定装置の試験	20
4 繊維及び繊維	20	特殊繊維、特殊繊維の作成、特殊繊維及び設計図、検査、実験	20
卒業学修合計	170		
1 繊維操作実習	40	繊維産業用原料・製工具の取扱い及び手入れ	40
2 染色実習	100	染色原理の理解実習	100
3 産科・繊維法実習	20	原料及び繊維の検査	20
卒業学修合計	200		

### VII 技能連携制度研究の今後

調査研究資料No.2の職業訓練大学校  
**第7期生山見豊氏**の卒業論文：  
 昭和33年職業訓練法の成立過程、  
 職業訓練大学校調査研究部、昭和47年

この技能連携制度の研究でも参考文献  
 として、**要所要所に引用**されている。

### 【It°ローグ①】高専ロボコン



### 【It°ローグ②】PTU SAS ニュース

職業大、熟練の技を短期間で 技能データが生む労働供給

編集委員 水野 裕司

2023年6月1日 3:00 (金) 発行

発行

📧 📷 📺 📱 📄

人手不足対策の定番は機械化・自動化や無駄な業務の廃止だが、質の高い仕事ができる人材を短期間で育成するという視点も多らず重要だ。職業訓練の役割は増し、仕事の担い手を効率的に育てるための方法論が求められる。新しい訓練方法の開発や指導者育成にあたる職業能力開発総合大学校（東京都小平市、通称・職業大）では、その成果が生まれ始めている。人手不足への有望な対策になる可能性を秘める。

新設の「技能分析スタジオ」、自線の動きも解析



### 【It°ローグ③】技能五輪 国際大会

最新大会情報

第47回技能五輪国際大会 フランス・リヨン

worldskills Lyon2024

2024年9月10日から9月15日にかけて技能五輪国際大会がフランス・リヨンで開催されます。

アリーナ（宝島ホール）

### 【参考文献】

- 職業訓練研究センター、『職業訓練関係資料集Ⅰ（大正6年～昭和12年）』、調査研究資料 第30号、昭和54年度
- 職業訓練研究センター、『職業訓練関係資料集Ⅱ（昭和13年～昭和16年）』、調査研究資料 第36号、昭和56年度